

議案第89号

東京二十三区清掃協議会規約の一部変更について

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

東京二十三区清掃協議会の担任する事務の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の6の規定により、本案を提出いたします。

東京二十三区清掃協議会規約の一部変更について

東京二十三区清掃協議会規約の一部を別紙のとおり変更する。

東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

東京二十三区清掃協議会規約（平成十二年四月一日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

第三条第一項に定める「廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、ただし書きを削除するとともに、次の各号を追加する。

- 一 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。
- 二 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務

附則
この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。